

廃棄物処理制度小委員会（第5回）における委員御意見に対する回答

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
1	専門支援機能	浅利委員	東日本大震災以降、継続してきたものが大きな形になって動く認識した一方で、アスベスト対策（No.13 参照）のように積み残した課題もある。専門支援機能の整備にあたっては、こうした課題の解決にもつなげるように検討していきたい。専門支援機能は地域に密着した対応が必要な一方で、費用面や定量化、安全性など一定の基準を持って共通的に取り組む利点もある。また、災害現場では様々な省庁との関係など、一定量、国が行うとはいえ、関係者と連携して行わなければならない。体制づくりにおいてはこれから知恵を絞らなければならない。海外の参考となる事例も踏まえながら検討していく。	専門支援機能の役割、体制等については、令和7年度の災害廃棄物対策推進検討会（以下「推進検討会」という。）においてもお諮りしながら、更なる具体化の検討を進めていく。
2		木村委員	専門支援機能について、平時の災害廃棄物処理計画の策定・改定支援等は、計画をより実効性のあるものとするため、積極的に進めてほしい。有事の対応について、被害が広域で甚大で当該地方自治体の対応能力が著しく低下している場合には、被災者への迅速な対応のために支援をいただきたい。その際、地方自治体の独立性の観点も踏まえた上で、環境省や県、自治体職員などが主となって、補完する形で民間事業者が対応するなどの視点も加味しながら、制度の検討をお願いしたい。	災害廃棄物処理の主体は市町村、又は市町村から事務委託が行われた場合には都道府県である。専門支援機能は、マンパワー不足等により市町村や都道府県で行うことが困難な各種事務や調整を担うことを想定しており、災害廃棄物処理の主体者である市町村や都道府県を専門支援機能や民間事業者が支援することを考えている。 引き続き、専門支援機能がどのような規模の災害において支援を実施するのかについては、推進検討会で議論いただきつつ、更なる具体化の検討を進めていく。
3	災害廃棄物処理計画の法定化	大迫委員	今回、一般廃棄物処理計画の中で追加するとされている災害廃棄物や公費解体工事等に関する事項は、都道府県の法定計画である廃棄物処理計画（以下「都道府県廃棄物処理計画」という。）において既に規定されているのか。災害廃棄物処理計画は、市町村、都道府県が各々作成するが、都道府県が災害廃棄物処理計画の中で考えておくべきこともあると思う。どのように考えているか。	廃棄物処理法第5条の5において、都道府県廃棄物処理計画の中に非常災害時における当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項を定めなければならない、と定められている。この規定を踏まえ、参考資料6 P.3 21 行目のとおり、都道府県廃棄物処理計画と同様、一般廃棄物処理計画の規定事項として、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加することとしている。 また、現在の廃棄物処理法においては、同法第5条の2に規定される国の基本方針、都道府県廃棄物処理計画、同法第6条に規定される一般廃棄物処理計画の規定事項として、公費解体工事等に関する言及がない。今般の災害対応を踏まえると、特に大規模災害においては公費解体実施により大量の解体廃棄物が発生することから、災害廃棄物処理全体に及ぼす影響が大きいことを勘案し、参考資料6 P.3 35 行目のとおり、国の基本方針、都道府県廃棄物処理計画、一般廃棄物処理計画の規定事項に、公費解体工事等が含まれることを明示することとしている。 ※廃棄物処理法の該当条文については、本紙末尾を参照 委員ご指摘のとおり、市町村及び都道府県が策定する災害廃棄物処理計画において、各々の自治体で規定すべき事項は異なることから、環境省ではこれまでも災害廃棄物対策指針等により自治体の災害廃棄物処理計画の策定・改定支援を行ってきた。昨年度の推進検討会でとりまとめた「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」においても、災害廃棄物処理計画の実効性向上のための内容充実化の検討について言及があったところであり、令和7年度の推進検討会において、更なる具体化の検討を進めていく。

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
4	災害廃棄物処理計画の法定化	奥委員	一般廃棄物処理計画の義務化について、現行の制度の建付と、廃棄物処理法の本文で計画策定について規定するのであれば、それが明確になるように記載をしてほしい。	（現行制度の建付については、No. 3の「回答（事務局）」のとおり。） 計画策定についての規定に関する具体的な記載については、記載内容等を検討中。
5		勢一委員	一般廃棄物処理計画の規定事項への災害廃棄物に関する事項の追加に関し、地方分権の観点から、特に以下の点で国と地方の役割分担に懸念がある。 ・業務の優先度に関して、国の検討で言及すべきことではない。（No. 15 同様） ・一般廃棄物処理計画に災害廃棄物に関する事項を追記することで期待できる効果についてエビデンスが示されておらず、他の対応を望む自治体もあるのではないか。 ・上記に関し、各市町村レベルでのみの対応となり、広域対応ができないといった課題があるのではないか。 ・災害廃棄物処理計画については、計画策定済であっても内容不十分や改定が行われないといった課題があり、現場でうまく機能していない可能性もある。計画策定の強化がこうした課題の改善に繋がるとするエビデンスはあるか。	平成 27 年廃掃法改正において、災害廃棄物処理の原則として、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正、円滑かつ迅速に処理されなければならないこと等とされる（法第 2 条の 3）とともに、この原則が順守されるよう、国、都道府県、市町村、事業者等の関係者が適切に役割を分担し、相互に連携、協力するよう努めなければならないこととされた（法第 4 条の 2）。 また、同改正において環境大臣が定める基本方針に災害廃棄物処理等に係る事項が追加された（法第 5 条の 2）ことを受け、基本方針において、災害廃棄物対策に関する施策の基本的な考え方や、各主体（市町村、都道府県、国、事業者等）の役割等を定めている。 同改正後、市町村の災害廃棄物処理計画の策定が進んできた一方で、未策定の市町村が存在し（14％）、策定済の処理計画に関しても①仮置場候補地の選定、②水害の被害想定、③災害支援協定の締結が行われていない市町村が少なくない（①未選定 31％、②未想定 66％、③未締結 33％）。 一方で、処理計画においてこれらの内容を事前に規定していた自治体において発災後に円滑・迅速な対策を講じることができた事例が確認されている。 このように事前の計画策定が不十分な状況において大規模な災害が発生した場合に生活環境の保全や公衆衛生の支障防止に大きな影響をもたらすおそれが高まること、発災時の災害廃棄物処理は平時の一般廃棄物処理体制を基盤として切れ目なく行う必要があり一体的に連動して行う必章があることから、事務局案において、一般廃棄物処理計画の規定事項として非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加することとしているもの。 災害廃棄物処理計画の策定に際して、複数の市町村が 1 つの処理計画を策定することも可能であると考えている。 また、災害廃棄物処理計画の策定・改定に関する自治体の理解度醸成を図るために、引き続き、モデル事業の実施や、優良事例の収集・横展開等により自治体を支援していく考え。 ご指摘の件については、上記の点も踏まえ、検討の上、次回廃棄物処理制度小委員会にてご報告する。
6		勢一委員	計画策定に関し、地方分権の議論において、自治体の任意の仕組みに任せることになっており、全国知事会からの計画策定の義務付けに対する問題提起が契機となり、閣議決定まで至った。この議論は非常に重要であり、これまでの経緯を尊重し、自治体が自治の範囲で選択できる制度設計が望ましいと考えている。	災害廃棄物処理を行う上で、災害廃棄物処理計画を平時から策定していることは極めて重要である一方で、市町村におけるマンパワー不足等を要因に、処理計画の策定が難しい自治体も存在する状況。このため、令和 7 年度から都道府県も関与し実効性のある市町村の処理計画を策定・改定するためのモデル事業を創設し、支援を行うこととしている。 地方分権に関するご指摘の件については、検討の上、次回廃棄物処理制度小委員会にてご報告する。

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
7	災害支援協定の法定化	大迫委員	参考資料6 P.3 25 行目の災害支援協定に関し、災害規模、様相によって一自治体では対応できず、都道府県、国がリードしなければならない災害もある。市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）の中で、災害支援協定を努力義務とすることは理解するが、都道府県・国レベルで広域的な形の支援協定など、災害規模に応じた戦略的な支援機能の枠組みを示していく必要があると思うが、どのように考えているか。	委員ご指摘のとおり、今回の能登半島地震でも、例えば公費解体においては、石川県と石川県構造物解体協会が災害支援協定を締結しており、その協定を基に各市町の解体工事が行われている。参考資料6 P.3 23 行目では、「一般廃棄物処理計画に基づく災害支援協定の締結」の努力義務化と記載しており、市町村の対応を念頭においた記載となっているが、国、都道府県による対応も必要と考えている。 協定締結先や協定の内容等については、今後、推進検討会において更なる具体化の検討を進めるとともに、自治体が締結する協定のひな形の提示や各種マニュアル等の改定等や、大橋委員からいただいたような優良事例の収集・横展開を実施するなどにより、自治体を支援していく。 （酒井委員から補足） 災害支援協定については、必ずしも法定化一本というわけではなく、災害の規模・種類や役割に応じて柔軟に対応する必要がある。事務局も努力義務として考えておられるところだが、どういう類型やパターンがあるかを意識しながら、雛形を意識しながら、今後検討していくことになると思う。全てを市町村に任せる方向にはならないと認識している。
8		金澤委員	災害支援協定について、市町村に全て委ねるのではなく、各種業界団体と結ぶ場合にも、国レベル、県レベルから市町村に下していくということが求められるのではないか。	
9		大橋委員	栃木県では、県と県内の市町村全て、県と民間事業者団体が災害支援協定を締結している。その2つの協定を基に、県を経由しながら、各市町村が民間事業者団体から支援を受けられる仕組みとなっており、平時もこの仕組みを利用し、県、市町村、民間事業者団体で災害廃棄物処理の研修や訓練を行っている。市と民間事業者団体の相対による協定締結でなくても、機能する仕組みを構築することは可能と認識している。	
10		勢一委員	災害支援協定を努力義務として法定することで、事務局の想定では何を期待しているのか。災害支援協定は民間事業者など、相手との合意形成が前提となる仕組みであり、当事者間の合意ができて初めて成り立つ仕組みに対して、一方の当事者に努力義務を課すのは法になじむのか。	
11	最終処分場の災害廃棄物の受け入れ容量確保の特例	室石委員	参考資料6 P.3 30 行目について、業許可施設と呼ばれるものに対する特例や、同 37 行目の民間処分業者、最終処分場向けの優遇措置などについて検討いただき感謝する。私共も実態に即した情報提供や意見を出させていただく。	今後民間事業者のご意見も伺いながら、適切な制度設計に向けて今後も検討していく。
12		大塚座長	「優遇措置」とあるが、何か想定はあるか。	
13	その他	寺園委員	専門支援機能の規定整備について支持するとともに、適正処理推進の観点からも必要と認識。 石川県珠洲市にて、地震で被災した吹付アスベスト含有の建物で、ボランティアによる土砂混じりがれきの屋外搬出活動が行われていたことが新聞等で報道された。地震後の現地調査で、危険性の高いアスベストが含有する建物であることを把握していたにも関わらず、早期に公費解体すべきところ、その情報が活かされなかったことや、アスベスト露出等している他建物が街中に残置されていることは問題である。 補償コンサルやマネジメントコンサルタントが被災建築物情報を把握・管理する中に、アスベスト	令和6年能登半島地震で被災した珠洲市の建物でアスベストが露出した件について、地震による被災時はアスベスト飛散防止対策工事を実施し、当時は公費解体の予定はなかった。その後、昨年9月20日からの大雨の際に、当該飛散防止対策工事を行った箇所とは異なる箇所に被害を受け、ボランティアが土砂撤去を行ったことで、新たなアスベストの露出が確認された事案と認識しており、現時点において公費解体の申請が出されたものと承知している。 災害時における自治体の廃棄物部署とアスベスト対応部署との連携に関して、専門支援機能の確立により、災害対応経験を積み重ねながら知見を蓄えるとともに、発災時の自治体とのスムーズな連携を図ってまいりたい。

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
			の調査情報も含めることで、アスベスト含有建物の解体の優先度を上げ、確実かつ迅速にアスベスト除去を実施することが有効である。有害物質管理による被災者・支援者の安全確保と円滑・迅速な進捗管理のために、専門支援機能にアスベストを含む適正処理の役割も含め、十分機能を発揮いただくことを希望する。	
14	その他	木村委員	様々な種類や規模の災害に対するノウハウ・経験蓄積の観点から、まずは自治体や地域ブロックで対応可能な人員配置をお願いしたい。政令市、中核市規模の自治体には一定の廃棄物行政に携わる職員の配置が必要であり、関係省庁との連携をお願いしたい。	推進検討会において支援・受援体制について更なる具体化の検討を進めていく。
15		奥委員	資料１ P. 8 ３行目について「自治体内でこれらの業務の優先度をあげて対処」という点について、何を優先とするかは自治体によって異なることから、優先度という表現は削除が望ましい。	災害廃棄物処理の対応は、被災経験の乏しい自治体においては優先順位が比較的低くなりがちであるが、実際に災害が起きた際には、住民の生活環境に直結する課題となる。このため、平時から優先度をあげていただき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物対策を講じることが、被災地域における早期の復旧・復興につながるため、記載したもの。
16		勢一委員	災害規模によって対応できる体制は異なるので、その区別をどうするか、明記いただきたい。	ご指摘のとおり、災害規模、災害の種類、被災自治体の体制・規模、被災自治体の被災経験等によって、発災時の対応は異なることから、推進検討会において更なる具体化の検討を行う。
17		勢一委員	制度的対応については、地方３団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）ともに非常に興味を持っており、制度検討の過程で意見交換していただきたい。	ご指摘の件について、今後対応していく。

【No. 3 参考 廃棄物処理法における国の基本方針、廃棄物処理計画、一般廃棄物処理計画の規定について】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）
 （基本方針）

- 第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- ２ 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
 - 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
 - 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
 - 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
 - ３ 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。
 - ４ 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- （都道府県廃棄物処理計画）
- 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- ２ 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。